

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
セーシェル	セーシェル共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とセー シェル共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000千円 -----	2020.7.29 ビクトリ アで (同日)	日本側 富永真在セーシ エル大使 側 バリー＝ピ エール・ロイド保健担当 国務長官	2020.8.12 326号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。